

介護保険料の決まり方と納め方

介護保険料(65歳以上の方)本算定のご案内

◆介護保険料(年額)の通知を7月中旬に発送します

65歳以上の皆さんに介護保険料の納入通知書兼特別徴収額通知書を7月中旬に通知します。

今回の通知書は、住民税額の確定に伴い、平成27年度の介護保険料を決定(確定賦課)したもので、各納期の保険料については、既に到来した納期(4月・6月)と今後到来する納期(8月以降)の保険料の合計額が、年間保険料額になるように調整しています。

◆保険料の納め方

●特別徴収(年金からの天引き)……65歳以上で、年金(老齢・退職年金、障害年金、遺族年金)を年額18万円(月額15,000円)以上受給されている方

●8月の徴収額が変更となっている方がいます(特別徴収額の平準化)

介護保険料の特別徴収は、4月・6月・8月に「仮徴収」、10月・12月・翌年2月に「本徴収」として納めていただいておりますが、収入の変動などで前年度の仮徴収額と本徴収額の差が著しい場合には、10月以降の保険料が均等になるよう8月の徴収額を変更しています。

●普通徴収(納付書、口座振替による納付)……年度の途中で65歳になられた方や転入の方や年金が年額18万円(月額15,000円)未満の方など

納付書による納付の方は、各納期までに取扱金融機関またはコンビニ等で納めてください。

※納めに行く手間が省け、納め忘れの心配がない、口座振替がおすすめです。

月	4月5月	6月7月	8月9月	10月11月	12月1月	2月3月
期	1期	2期	3期	4期	5期	6期
普通徴収	4月30日(木)	6月30日(火)	8月31日(月)	11月2日(月)	12月25日(金)	2月29日(月)
特別徴収	4月年金より天引き	6月年金より天引き	8月年金より天引き	10月年金より天引き	12月年金より天引き	2月年金より天引き

■問い合わせ 介護保険課介護保険担当(内線112~114)

母子・父子・寡婦家庭のみなさん

お子さんの入進学
資金計画はお済みですか？

大学や高校の入・進学時には、なにかとお金がかかるものです。県では、母子・父子・寡婦家庭のお子さんの入・進学に必要な資金計画についてご相談に応じています。

母子・父子・寡婦福祉資金貸付
限度額の例

私立大学・自宅外通学の場合
○修学資金 月額64,000円
※日本学生支援機構の奨学金との併用はできません。
○就学支度資金 59万円

■問い合わせ

山梨県中北保健福祉事務所
福祉課児童家庭担当
☎055-237-1381

ひとり親家庭のみなさんへ

児童扶養手当支給のお知らせ

児童扶養手当制度とは、父親または母親がいない児童が育成されている家庭等を対象とし、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給する制度です。

※ただし所得制限があります。

■対象児童(現況届要提出)

- ・父母が離婚した児童
- ・父または母が死亡した児童
- ・父または母が一定の障害状態にある児童
- ・父または母の生死が不明な児童
- ・父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ・父または母が裁判所からDV保護命令を受けた児童

・父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童
・未婚の母の子
※児童が公的年金を受給できる場合、児童福祉施設・里親に委託されている場合、父または母の配偶者(内縁関係も含む)に養育されている場合等は対象になりません。

■支給月

8月(4月~7月分)
12月(8月~11月分)
4月(12月~3月分)
※手当の支給開始は申請書を提出した月の翌月分から

■問い合わせ

福祉課子育て支援担当
(内線175)